

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
		⑤-2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
地方と消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑩X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑩X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉖欄へ(注3)	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉗欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)(注3)	
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)(注3)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑩～⑯E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。
 (1) 「⑫E欄-⑪E欄」がマイナスの場合
 ⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑪E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。
 (2) 「⑫E欄-⑪E欄」がプラスの場合
 ⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数は切り捨てます。

なお、旧税率が適用された取引がない場合（X 欄に記載すべき金額がない場合）で、かつ、「⑫E 欄－⑪E 欄」がプラスの場合には、⑬E 欄においては、100 円未満の端数は切り捨てます。

- (2) ①－2 欄及び⑤－2 欄は、課税売上割合が 95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (3) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第 3 項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第 3 項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「31 年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第 3 項に規定する「31 年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合は、付表 1－2 を作成してからこの付表を作成します。